

# MEL ジャパン 生産段階取得漁業 概要 (伊豆下田きんめだい底立延縄漁業)

## I. 申請者

名 称 : うつのみやすいさんかぶしがいしゃ  
宇都宮水産株式会社

代 表 者 : うつのみや まつお  
宇都宮 松男

所 在 地 : しもだし  
静岡県下田市二丁目7-11

## II. 申請された漁業の概要

認定対象種 : キンメダイ (*Beryx splendens*)  
ナンヨウキンメ (*B. decactylus*)  
フウセンキンメ (*B. mollis*)

漁獲方法 : 底立延縄漁業

認証対象者 : 宇都宮水産株式会社が所有する3隻

漁 場 : 伊豆諸島周辺沖合

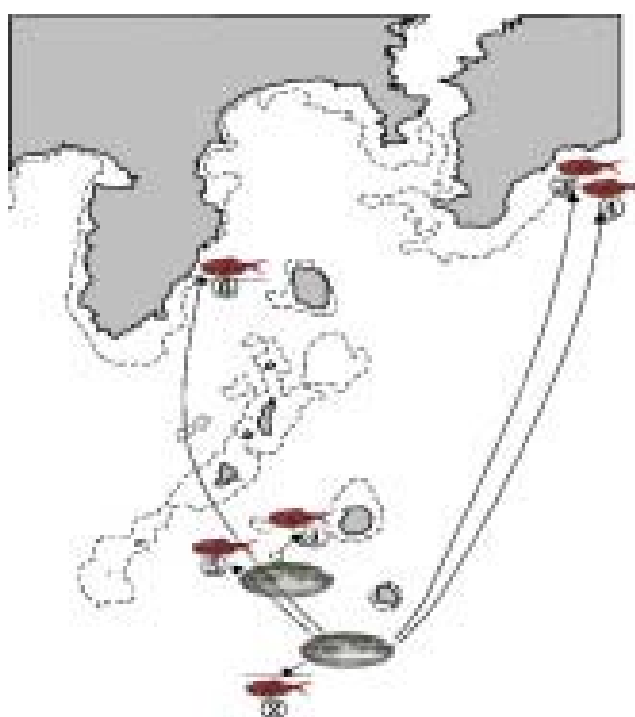
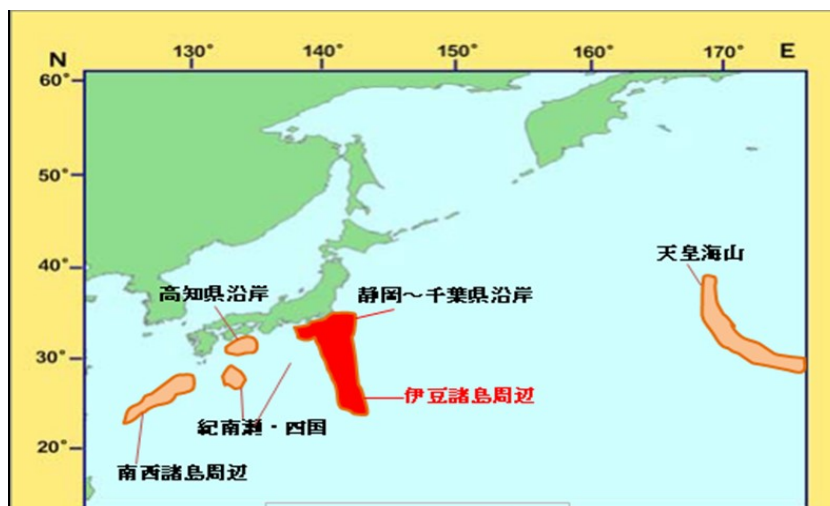
年間漁獲量 : 320t



キンメダイ



69 トン型



キンメダイ活動経路

### III. 審査開始日

審査開始日：平成28年12月9日

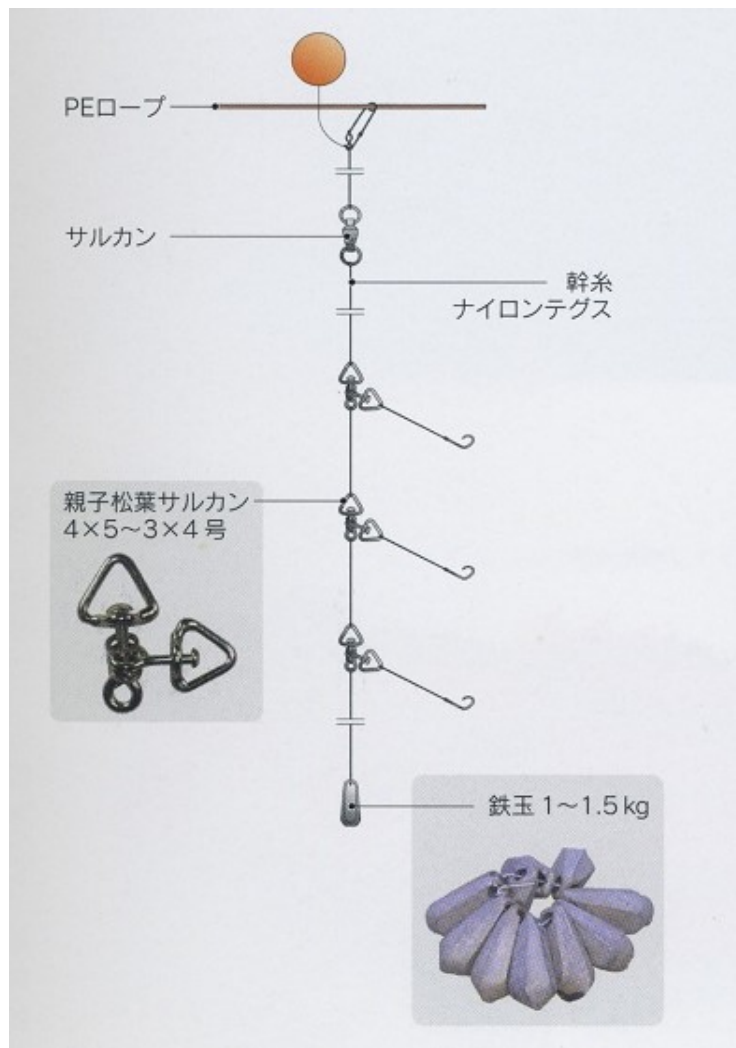
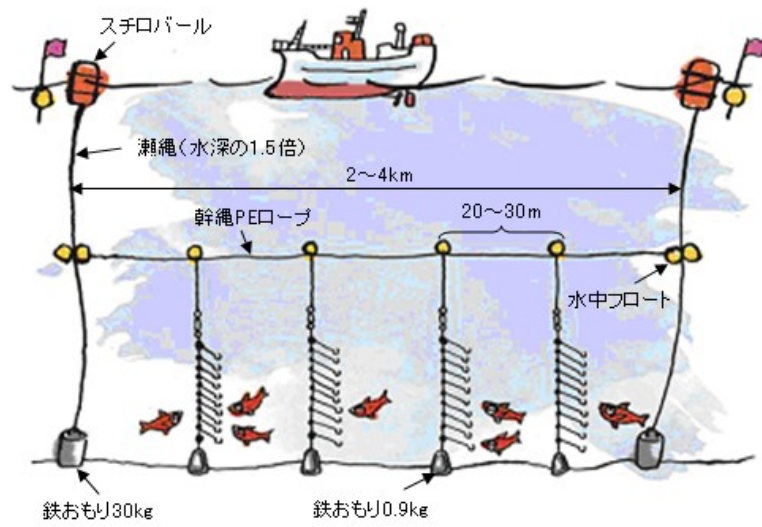
### IV. 漁業の概要

#### 1. 漁業実態

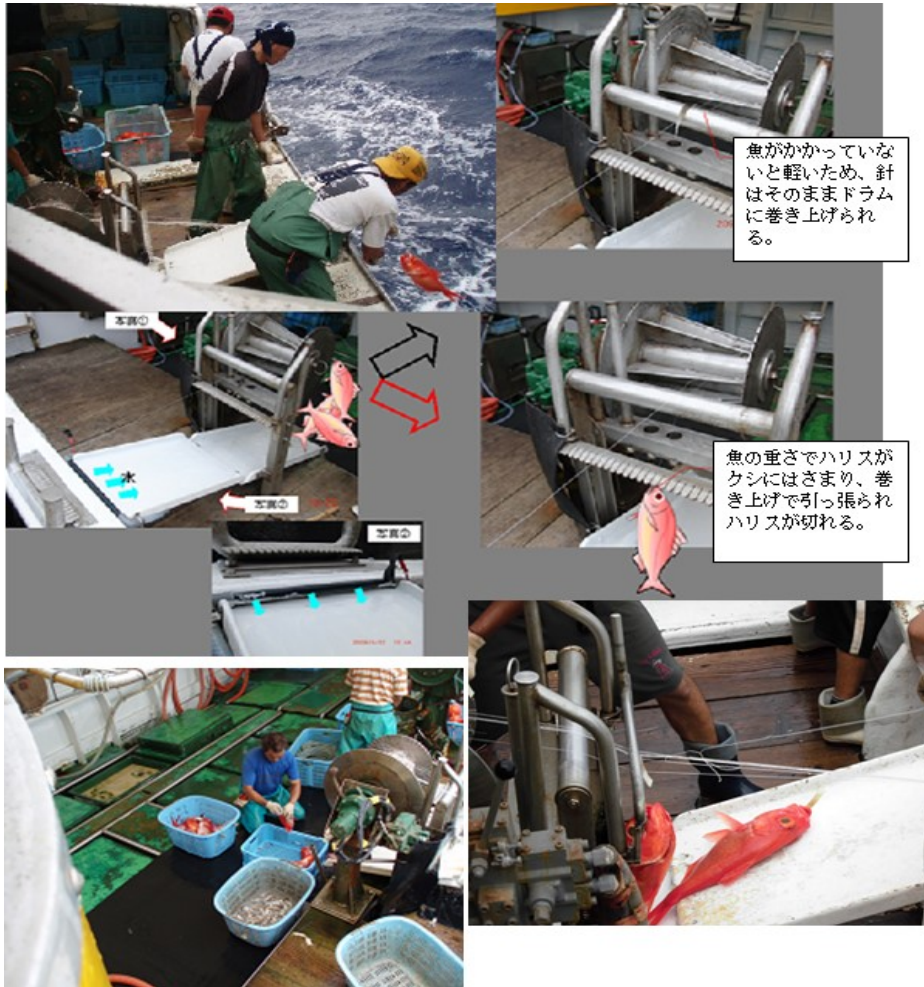
##### (1) 概要

- ・キンメダイを漁獲している主な地域は、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県および高知県の一都四県であり、主に房総沖から伊豆半島周辺、伊豆諸島周辺および室戸岬周辺の海域で立縄漁業やはえ縄漁業により漁獲されているほか、小笠原公海およびその周辺海域では底刺し網漁業等でも漁獲されている。
- ・当該申請漁船については、漁船法に基づく漁船登録が静岡県知事から交付されている。キンメダイ漁業については、「底立てはえ縄漁業許可証」が東京都知事・静岡県知事から交付されている。

(2) 漁具・漁法

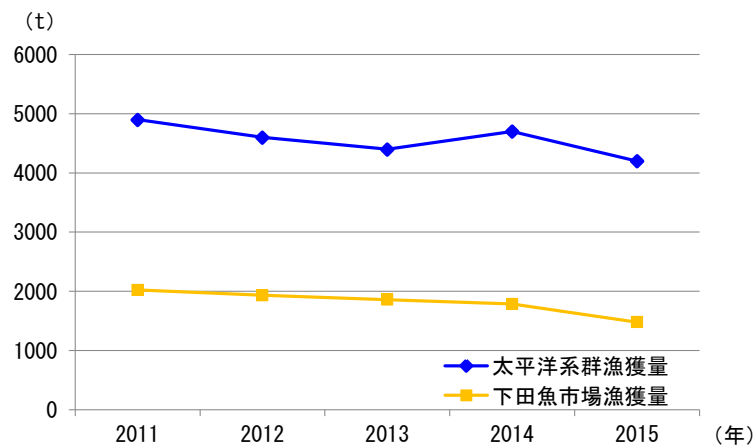


- ・沿岸漁場である銚子沖、勝浦沖、相模湾、東京湾口、伊豆東岸および伊豆諸島周辺海域の沿岸では主に 3～19 トンの小型漁船により立縄漁業の操業が行われており、沖合漁場である御前崎から青ヶ島周辺・四国沖および奄美大島周辺海域に至る広い海域では主に 15～100 トン未満の漁船により底立てはえ縄漁業の操業が行われている。
- ・沿岸漁業の場合は、乗組員 1～3 人で日帰り又は 2～3 日操業で年間 30～200 回程度の水揚げを行っている。また、沖合操業の場合は、乗組員 8 人程度で、1 航海あたりの操業日数は約 2 週間程度であり、年間 20 回程度の水揚げが行われている。
- ・当該申請漁船は、沖合漁場である伊豆諸島沖で底立てはえ縄漁業にて操業している。

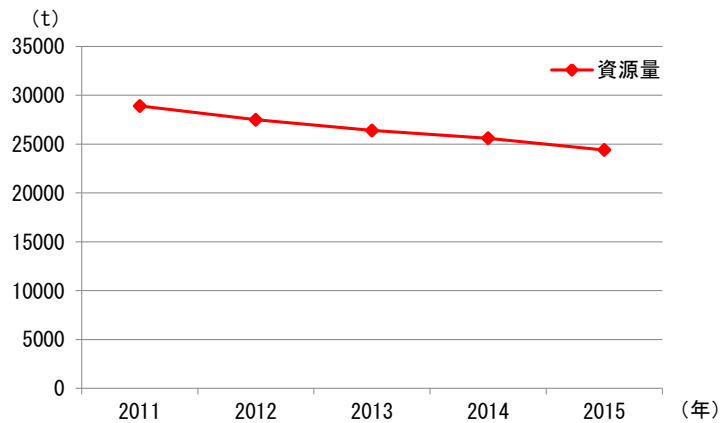


キンメ船の巻揚機 (ラインホーラー)

### (3) 漁獲量および資源量



キンメダイ太平洋系群の関東沿岸から伊豆諸島における漁獲量および  
下田魚市場キンメダイ漁獲量



キンメダイ太平洋系群の関東沿岸から伊豆諸島における資源量

## 2. 資源管理体制

- ・キンメダイ資源管理は50年以上にわたり、一都四県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会を通じて議論を重ね実践してきたが、平成26年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び国立研究開発法人水産研究・教育機構で構成される業業者代表部会を設置し、年2回程度、同部会を開催することとしている。

## 3. 資源管理措置

- ・静岡県を含む一都四県（千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・高知県）の漁業者は、キンメダイの生態の特徴をもとに、各県で定めた「資源管理措置」や各地区の取り決めに従って、小型魚や親魚の保護など、キンメダイ資源を永続的に利用するための取り組みを行っている。

キンメダイ漁業に関する公的規制措置

漁業種類	都 県 名	公的規制名 条項	規制措置概要	具体的規制内容
底立てはえ縄漁業 (知事許可)	静 岡 県	制限又は条件	①操業海域の規制 ②使用船舶の制限 ③操業隻数の制限 ④使用漁具の制限	水深 150m 以浅での操業禁止 総トン数 100 t 未満の漁船 74 隻以内 (静岡県 61 隻・その 他の都県 13 隻) 幹縄総延長は 4,800m 未満

キンメダイに係る資源管理措置

県 名		静 岡 県	
海 域		伊豆諸島 (※立縄漁業に限る)	静岡県海面
小型魚の再放流		全長 22cm 以下	全長 28cm (300g) 以下
夜間操業		自粛	自粛
漁具・漁法の制限	樽流し漁法	-	-
	立縄漁業・底立てはえ縄漁業	釣数	三宅島周辺 (昼間) 50 本/縄以内 夜間操業可能な漁場 35 本/縄以内
		縄数	大島周辺 巻揚機 1 台/人 その他漁場 乗組員数+1 本
	操業時間	三宅島の三本漁場での夜間操業の 時間帯 日没から日の出まで	-
	釣餌	イワシ禁止：全漁場 サンマ禁止：三宅島周辺及び大野 原島南西 8 マイル以内	-
定期休漁日		-	-
休漁期間		-	-
操業規制区域		-	水深 200m 以浅の大陸棚海域は操業禁止
その他		-	※地区の習慣や漁業者団体毎の申し合せを守る

関係者による連携を図るための体制として、一都四県の行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。



#### 4. 資源の生態学的観点からの研究

##### (1) キンメダイの種類

- ・キンメダイは条鰭綱キンメダイ目キンメダイ科に属し、マダイやクロマグロのスズキ目タイ科とは異なる種類である。キンメダイ属にはキンメダイ、ナンヨウキンメ、フウセンキンメの3種が知られている。そのうちキンメダイは全体に赤く、目が金色、後鼻孔はスリット状で縦に細長い。体長は50cmを超えるものもいる。
- ・ナンヨウキンメはキンメダイよりも南方沖に多い。神奈川県三崎や伊豆大島から南域の世界中に生息する。キンメダイよりも丸みがあり、体高がある。体長40cm。
- ・フウセンキンメはキンメダイよりも体高があるが、ナンヨウキンメほどではない。後鼻孔は楕円形か長楕円形、上顎から背にかけて吻に隆起がある。体長30cm。他の2種よりも数量的に少ない。

##### (2) 資源生態

- ・成魚は水深100～800mの岩礁地帯の深海に住む。
- ・本種は浮遊生活期を経て、海山等の海底付近で生活し、着底海域に滞留する個体と着底後数年後から広域移動する個体に分かれる。
- ・耳石年齢査定による最高齢個体から寿命は26歳以上であると推定される。
- ・成熟開始年齢は満3歳（尾叉長28～32センチ）、産卵期は主に夏季（6月～10月）、産卵場は房総から、相模湾、伊豆諸島、四国、九州、小笠原にある。

##### (3) 資源評価

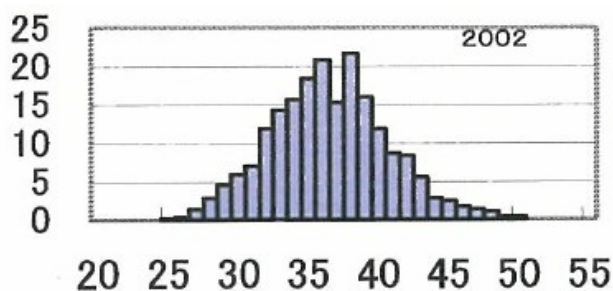
- ・我が国周辺のキンメダイは、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県および高知県（1都4県）が参画し、中央水産研究所が責任担当水研として資源評価が実施されており、資源水準は全般には低水準であると判断されている。

#### 5. 環境保全の取組

- ・船内で発生したゴミは分別し持ち帰り、適正に処理している。
- ・漁具の流出防止と不要となった漁具・ゴースト漁具の自主的な回収を行い、処理は漁協により業者委託のうえ適正に処理している。

#### 6. 無用な漁獲等の実態・軽減・回避

- ・深海へキンメダイを狙っての一本的であり、他の魚種及び生態系への影響はない。
- ・静岡県における当該漁業により漁獲されるキンメダイの体長組成（尾叉長）は図の通りで36～38センチの割合が高めであり、小型魚は少ない。



静岡県底立延縄で漁獲されたキンメダイの尾叉長組成（縦軸：万尾、横軸：センチ）

## 伊豆下田きんめだい底立延縄漁業のポイント（FAO ガイドライン、パラ 28-32 関連）

### （1） 管理システム

当該申請漁船については、漁船法に基づく漁船登録が静岡県知事から交付されている。キンメダイ漁業については、「底立てはえ縄漁業許可証」が東京都知事・静岡県知事から交付されている。

キンメダイ資源管理は 50 年以上にわたり、一都四県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び国立研究開発法人水産研究・教育機構で構成される業業者代表部会を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

### （2） 考慮対象生物資源

（資源レベルは適当か？ 枯渇レベルに近い場合は回復させる管理をしているか？）

我が国周辺のキンメダイは、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県および高知県（1 都 4 県）が参画し、中央水産研究所が責任担当水研として資源評価が実施されており、資源水準は全般には低水準であると判断されている。

### （3） 漁業が生態系に及ぼす重大な影響の考慮

（対象生物以外の水産資源を混獲し、絶滅の危機にさらしていないか？ その他の生態系に深刻な結果をもたらすと思われる悪影響はないか？ 悪影響が有る場合、その対応策は？）

深海へキンメダイを狙っての一本的であり、他の魚種及び生態系への影響はない。

静岡県における当該漁業により漁獲されるキンメダイの体長組成（尾叉長）は 36～38 センチの割合が高めであり、小型魚は少ない。

## 伊豆下田きんめだい底立延縄漁業の管理の特長

キンメダイ資源管理は 50 年以上にわたり、一都四県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び国立研究開発法人水産研究・教育機構で構成される業業者代表部会を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

静岡県を含む一都四県（千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・高知県）の漁業者は、キンメダイの生態の特徴をもとに、各県で定めた「資源管理措置」や各地区の取り決めに従って、小型魚や親魚の保護など、キンメダイ資源を永続的に利用するための取り組みを行っている。

深海へキンメダイを狙っての一本的であり、他の魚種及び生態系への影響はない。